

# 市民文教委員会会議録

平成24年8月2日(木)

(開会) 10:00

(閉会) 10:42

## 【 案 件 】

1. 学校施設等の再編について

## 【 報告事項 】

1. 内住産業廃棄物処理施設「義務付け訴訟」について (環境整備課)
2. 計画停電対応マニュアルについて (環境整備課)
3. 地方分権一括法の施行に伴う、「義務付け・枠付け」の見直しに係る条例制定について (環境施設課)
4. 旧伊藤伝右衛門邸の特別開館について (文化財保護課)
5. 認定こども園に関する保護者説明会の開催について (学校教育課)
6. 工事請負契約について (契約課)

---

## 委員長

ただいまから市民文教委員会を開会いたします。

「学校施設等の再編について」を議題といたします。「飯塚市小中一貫校建設基本構想について」及び「幸袋中学校区における施設一体型小中一貫校建設適地に関する協議の結果について」、執行部の説明を求めます。

学校施設整備推進室主幹

ただいまの2件についてご報告させていただきます。

まず、小中一貫校建設基本構想ですが、本件は昨年8月に中間報告といたしまして報告しておりました飯塚市小中一貫校建設基本構想が完成いたしましたので、ご報告するものでございます。

お手元のほうに2つの資料をご用意させていただいております。1つはただいま申し上げました基本構想で、もう1つは別冊にさせていただいておりますが、その基本構想にかかる関係資料でございます。

まず、関係資料の3ページをご覧ください。「(1)住民検討会の目的」に記載のとおり、基本構想策定に際しまして、3校区における保護者や地域住民への中間報告(案)の説明を行いまして、幅広いご意見をいただき、その内容を基本構想に反映することを目的に、それぞれの地区で公募を行いまして、小中一貫校建設基本構想検討会を実施いたしました。具体的には「(2)住民検討会の内容」ということで記載のとおり、「こんな学校にしたい」との思いや、「各建設候補地に関する地域住民が考えるメリット、デメリット」について意見をいただきました。その具体的な進め方につきましては4ページの「住民検討会の概要」に記載のとおりでございますが、内容の説明は省略させていただきます。このようにして得られたご意見を5ページ以降に「住民検討会の記録」として記載しておりますが、「こんな学校にしたい」というご意見を、ハード面では5ページから6ページにかけて「安心安全な学校づくり」、「地域と連携した学校づくり」及び「環境にやさしい学校づくり」、7ページには「教育環境が充実する学校づくり」及び「周辺環境整備について」の5項目に分け、出てきたご意見をそれぞれまとめております。また、ソフト面のご意見は、8ページに「(2)学校活動や地域活動への取り組み」といたしまして取りまとめをさせていただいております。内容については掲載のとおりでございます。

9ページ以降12ページにかけては、建設候補地に関する検討の中でそれぞれの候補地に対する優れている点、気になる点について出されたご意見をまとめております。具体的に申しますと、9ページには幸袋中学校区K1、K2、K3という候補地を提案させていただきましたけれども、それぞれの候補地についての優れていると思う点、気になる点ということでご意見を出していただきました。その出てまいりました意見を取りまとめて掲載をさせていただいております。

10ページ、11ページについては先ほどの幸袋のK3候補地の件、その次には鎮西中学校区のT1、T2、そして12ページには穂波東中学校区のHE1、HE2候補地についての記載がございます。

また、13ページ以降には中間報告書でご紹介しておりました各候補地の位置図及び比較検討の表を添付しております。また、23ページ以降には、各中学校区の小中学生保護者及び幼稚園、保育所保護者に「学校を建設する際に1番配慮してほしい事項は何ですか。優先順位を付けて3つ答えてください。」というアンケート調査を実施した結果を付けております。それぞれの校区ごとのアンケート結果の集計でございますけれども、この調査結果に基づきまして、各候補地の評価を行う際に意見の多かった項目、この点につきましては他の項目の点数よりも2倍の配点をいたしまして、評価をさせていただいたところでございます。以上、そのようなことで参考として添付させていただきました。

次に、別冊の「基本構想」をご覧ください。5ページから81ページまでの記載につきましては、昨年ご報告いたしました中間報告の内容のとおりでございますので、説明は省略させていただきますが、変更点といたしましては、この中の59ページから71ページにかけての基本方針ということで記載をさせていただきましたが、その中に挿入しております写真につきまして内容を吟味し、枚数を増やしより分かりやすい内容へと改めております。記述する内容についての変更はございません。

次に、82ページをご覧ください。82ページ以降が新たに付け加えた部分になりますけれども、まずは「建設計画の整理」として、配置計画について校地の構成、面積割合、動線経路についての記述がありますが、83ページの「配置計画の要点」にありますように、地域特性に十分配慮すること、眺望、高低差、方向性、周辺状況、樹木等の地形や環境要素を取り入れること、校舎群等とグラウンドのバランスが取れた配置とすること、学社連携等に配慮し、開放ゾーンはわかりやすい位置とすること、防犯、不審者対策として死角をできるだけ少なくすることや、管理ゾーンを適切に配置し、教職員や地域の方などの見守り視線を確保することとしております。

次に、時間分析と必要所室について、85ページにかけて記載しておりますが、小中一貫教育を行なう際の注意点、特別教室の共用化の検討、小中学校の接続と施設の配慮として共用化を図る上で、施設一体型のメリットを活かせるよう検討する必要がある点について記載しております。

次に、「不審者、怪我への対応」として、管理ゾーンの適切な配置や見守り視線の確保等について配慮を要する点を記載しております。

86ページをご覧ください。「避難拠点としての学校」として、安全性の確保として、耐震化の促進、非構造部材の耐震化、水害対策の実施を掲載しております。

87ページをご覧ください。公民館との複合としまして、学社連携、地域連携を行い、相互にその有する教育機能を交流させることが重要といたしまして、「学校が地域の教育資源を活用する」、「学校が地域の諸活動に参加する」各場面を想定して施設計画を行う必要があることを記載しております。

88ページをご覧ください。施設整備基本方針として、先ほどご紹介いたしました考察に加えまして、3中学校区で開催された検討会で出された意見を基にいたしまして、3点を施設整

備の基本としております。1点目は安全で安心な学校づくり、2点目は地域と連携した学校づくり、3点目は環境にやさしい学校づくりとしております。なお、幸袋、鎮西両中学校区については地域交流施設及び児童センター、穂波東中学校区では児童センターとの複合化を前提といたします。地域交流施設と申しますのは、通常公民館と呼んでいる施設でございます。

最後に89ページをご覧ください。基本方針の3点について、それぞれの基本方針が目指す施設の方向性を示しております。安全で安心な学校づくりとしては、防犯、防災に対応した安全性を備えた施設をはじめ記載のとおり5点を掲げております。また、地域と連携した学校づくりでは、地域交流施設の設置をはじめ5点を、更に環境にやさしい学校づくりとして、自然、景観が教室から望める配置をはじめ4点を掲げております。

以上で、基本構想の概要について説明を終わります。

次に、「幸袋中学校区における施設一体型小中一貫校建設適地に関する協議の結果について」、飯塚市小中一貫校建設適地検討協議会から教育委員会へ建議書の提出を受けましたので、ご報告させていただきます。

お手元のほうにA4判2枚綴りの資料をお配りしております。そちらの1ページをご覧ください。協議の結果といたしまして、幸袋中学校区においては、K1候補地での建設が適当ということでございますが、公民館の複合化については、他の関係機関と十分協議のうえ決定すべきであるという申し添えがございます。また、付帯意見として、小中一貫校建設に際しては、行政及び関係機関は次の事項に留意することとして、現在の児童・生徒の良好な学習環境を確保するとともに、危険箇所や通学路の安全対策を行うこと。児童・生徒の送迎が安全に行える対策をとること。小中一貫校建設に伴う諸問題、一貫教育の推進、並びに子どもの幸せや誰もが住みよいまちづくりなどについて、それぞれの地域の意見を尊重すること。また、これらについて保護者を含む地域住民との相互理解を高め、かつ、積極的に協議する組織を設置することの3点が挙げられております。

次に2ページをお開きください。2ページ以降には協議内容の概要といたしまして、幸袋中学校区で行われました専門部会で協議された内容、その概要をまとめております。専門部会では、先にご報告いたしました基本構想検討会で出された意見等を参考に協議を進めていただきましたが、建設適地決定の視点といたしまして、まず候補地の特性について、安全性については、安全な通学路が確保でき、地域の人が見守りやすく、水害の心配がない点、地質についても地盤は良好と考えられる点、位置的にも現小中学校であることから、現在の幸袋小及び幸袋中通学者には新たな課題は生じない点でK1候補地の優位性が述べられました。ただし、目尾地域からの遠距離通学児童に対する通学方法は十分検討が必要であると指摘されています。

次に、今後課題となる問題点につきましては、建設方法について、既存校舎を残しながらの建て替えであることから、学習環境に影響しない配慮が必要であること、施設配置について、高低差があるうえ、第二種低層住宅専用地域により建設高を12メートル以内に抑える必要があり、建物のレイアウトや形状の変更が必要であること、アクセス道路の改良として、新たな見地から改良に向け検討が必要であることが指摘されております。

次に、他候補地の検討といたしまして、K2及びK3以外に2つの候補地の検討を行ったが、いずれも建設は困難と判断したこと、また、公民館の複合化については、他の関係機関と十分協議のうえ決定すべきであるとされております。

以上が、飯塚市小中一貫校建設適地協議会の幸袋中学校区における適地検討経過でございますが、今後は教育委員会会議に諮り、正式に幸袋中学校区の建設候補地決定を、教育委員会といたしまして行う予定にしております。

以上で、報告を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許し

ます。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

お諮りいたします。本件は掘り下げた審査をするということで継続審査といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から、6件について、報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「内住産業廃棄物処理施設「義務付け訴訟」について」の報告を求めます。

環境整備課長

「内住産業廃棄物処理施設「義務付け訴訟」について」ご報告させていただきます。

内住の産業廃棄物問題では、昨年2月7日、福岡高裁において、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の支障の除去等に必要な措置を講じるよう設置者に命じることを義務付けた判決が出され、福岡県がこれを不服として上告をいたしておりましたが、本年7月3日、最高裁におきましてこの上告を棄却する決定をし、福岡高裁の判決が確定したものでございます。

判決は処分場の設置者に環境保全上の措置を命じることを義務付けたものですが、設置者は倒産状態にあるため、住民側としましては、福岡県に対し早期の代執行を求めていくことになると思われます。

その前提としまして、7月20日に県に対し「平成24年7月末までに、廃棄物の全量撤去を内容とする措置命令処分をするよう求めた」催告書を内容証明郵便で送付し、同23日に県を訪問されまして、監視指導課とも話をされております。

また、7月27日には、県におきましては専門家5人により調査委員会を設置し、水質調査やボーリング調査等を行い、どのような措置命令を出すかということを決定するというところでございました。

市といたしましては、昨年の高裁判決のあと、処分場周辺の住民の不安を払拭するため、一刻も早く生活環境上の支障の除去のため、必要な措置を講じるよう県に要望書も提出いたしております。今後につきましても、地域の皆さまと連携を図りながら、問題解決に向け取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「計画停電対応マニュアルについて」の報告を求めます。

環境整備課長

計画停電につきましては、九州電力より原則として実施はしないということが広報されておりますが、万が一実施された場合の市の各公共施設における対応等に関しまして、その体制や手順を計画停電対応マニュアルとして作成いたしましたので、ご報告させていただきます。

別紙の飯塚市計画停電対応マニュアルの1ページをお願いいたします。3)に本マニュアルの対象とする事象を記載しております。まず、電力需給がひっ迫する可能性がある場合、需給ひっ迫警報が発令された場合、計画停電の実施が見込まれる、または実施される場合、計画停電の実施により、重大な被害が生じ、または生じる恐れがある緊急の事態が発生している場合等を想定いたしております。

4) に対応方針を記載いたしております。市の各公共施設については、各所管課におきまして対応するようにいたしております。計画停電に関する情報収集、市民への周知、県への被害報告等については、環境整備課及び総務課において対応するといった体制をとるようにいたしております。

5) に計画停電に備えた組織体制を記載しておりますが、想定される事象をレベル1から4の4段階に分けまして、次の2ページから3ページをお願いいたします。2ページから3ページにかけまして、その組織体制、対応手順等を記載いたしております。内容については省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。参考としまして「需給ひっ迫警報から計画停電への流れ」を一連のフローとして添付いたしております。これが1番見やすいのではないかと思います。

また、次のページから、別紙1、2として、計画停電時における各課の対応、施設別カレンダー、これをサンプルとして付けさせていただきます。この各課対応表はページ数が非常に多ございますので、今回はこういったことで対応するといった内容をサンプルとして付けさせていただきます。

なお、計画停電が実施される場合につきましては、九州電力から新聞やテレビ、広報車の巡回などで周知がされるようになっておりますが、市からも防災行政無線により、その地域につきましては、お知らせすることといたしております。

今回の計画停電に関する市民の皆様への事前周知といたしましては、7月2日に隣組回覧、7月15日に全戸配布チラシによりまして、市の各公共施設の利用に関してご不便をお掛けすることや、計画停電に関する問い合わせ先等のお知らせをいたしております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「地方分権一括法の施行に伴う、「義務付け・枠付け」の見直しに係る条例制定について」の報告を求めます。

環境施設課長

「地方分権一括法の施行に伴う、「義務付け・枠付け」の見直しに係る条例制定について」ご報告いたします。

一般廃棄物処理施設の設置者につきましては、処理施設の維持管理に関する技術上の業務を担当させるため、技術管理者を置かなければならないということになっております。技術管理者は管理する一般廃棄物処理施設が法に規定する施設の維持管理に関する技術上の基準に係る違反が行われないように、施設の維持管理業務に従事する他の職員を監督することになっております。

今回、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、第1次及び第2次一括法でございますが、この施行に伴い廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、これまで環境省令で定められていた一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格基準、これは最終学歴ごとにそれぞれに実務経験年数が規定されております。

例えば、短期大学を除く大学の理学、薬学、工学、農学の課程において、衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した者は2年以上の実務経験を有する。短期大学又は高等専門学校理学、薬学、工学、農学及びこれらに相当する課程において、衛生工学または化学工学に関する科目を修めて卒業した者は4年以上の実務経験を有するという規定となっております。今後、これを市が条例で定めることとなっております。

法施行に伴う経過措置でございますが、平成25年3月31日までとなっておりますことか

ら、できる限り早期の本会議上程を行うべく、作業を進めておるところでございます。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「旧伊藤伝右衛門邸の特別開館について」の報告を求めます。

文化財保護課長

「旧伊藤伝右衛門邸の特別開館について」ご説明いたします。

現在、旧伊藤伝右衛門邸の休館日は火曜日及び水曜日ですが、9月から火曜日を試行的に特別開館いたします。従いまして休館日は水曜日の1日となります。なお、10、11月に開催予定の秋の企画展、また、来年2、3月の雛のまつり開催中については、例年どおり全日開館いたします。

特別開館の理由としては、現在、文化財としての調査研究のため、週2日を休館日としていますが、調査が一応完了したことにより、平成25年度から週1日の休館への変更を予定しています。火曜日の団体入館者が多いことから、9月から特別開館を実施し、入館者の対応、施設管理等の課題について検討・調整するものでございます。なお、来館者の増加を目指す上では団体観光客の誘致が有効であり、ツアーの設定については日、月、火曜日が多いことから、火曜日を開館し、水曜日を休館することにいたしました。

今後の予定としては、平成24年12月に関係条例の改正議案を議会に上程し、平成25年4月1日より実施する予定でございます。

特別開館の周知方法としては、市報いづか8月号、飯塚市ホームページに掲載し、また、観光関係機関、団体等へ通知する予定でございます。

以上で報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「認定こども園に関する保護者説明会の開催について」の報告を求めます。

学校教育課長

7月10日から12日までの3日間で、各幼稚園・保育所6施設において、保護者を対象とした認定こども園に関する説明会を開催いたしましたのでご報告いたします。

出席者数につきましては、かいた幼稚園23名、庄内幼稚園24名、幸袋幼稚園26名の出席者がありました。説明内容といたしましては、「幼児教育目標」や「1日の流れ」、「クラス編成」など認定こども園の教育内容や運営方法、また、開設に向けた各園における整備計画について説明をし、質疑を受け回答しております。

主な質疑につきましては、かいた幼稚園では、「行事はどうなるのか。」「かいた幼稚園独自の行事は残して欲しい。」という質問に対し、「地域独自の行事についてはできる限り、残すよう検討します。」また、「遊戯室を可動式の間仕切りで区切って教室として使用しているが、遊戯室が狭いのではないか。」という質問に対し、「遊戯室については、同様に教室として使用している所もあり、広く使うときは仕切りを開いて使用しており、広さ的には問題ないと考えています。」と回答しております。

また、庄内幼稚園では、「お昼寝をする長時間利用児とお昼寝をしない短時間利用児の過ごし方について、今と同じように外で遊んだりできるのか。」という質問に対し、「給食後、お昼寝をする園児とそうでない園児の教室を分ける工夫をすることより、現在とさほど変わらず

過ごすことが可能です。」という回答をいたしております。

最後に、幸袋幼稚園では、「給食が始まる前に1度、給食を試食したい。」「試食会を開いて欲しい。」という質問に対し、「ワーキング会議で試食会の開催方法などについて検討し、決定次第お知らせします。」という回答をしております。

その他の質問内容につきましては、送迎について、保護者会のあり方について、先生の数、手続きはどのようになるのかなどがありました。また、これからの認定こども園の情報等、決定事項は速やかに保護者に知らせてほしいという意見がありました。

今後も、幼稚園に設置しております質問回収箱に寄せられるご意見やご要望について、保育課と学校教育課で協議を行い、随時保護者の皆様に回答していくとともに、今後も説明会を開いて対応してまいりたいと考えております。なお、説明会に参加されなかった保護者に対しては、8月6日の出園日に説明会の概要についてお知らせする文書を配布する予定にしております。

以上、簡単ですが、報告を終わります。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

松本委員

保護者説明会が終わったということですが、これは何回目の説明会になりますか。各6園ですね、6園とも何回目の説明会になるのでしょうか。

学校教育課長

まず、幸袋幼稚園につきましては3回目の説明会となっております。庄内幼稚園につきましても3回目です。穎田幼稚園につきましては4回目になります。

松本委員

3回あっていると、穎田だけ4回ということですが、私、先般の一般質問でもさせていただいたんですが、穎田の遊戯室だとか、やっぱり保護者の皆さん方はそういったところを懸念してあると思います。執行部とすれば、区切っても広く使うときには開けて使うんですよと、心配ありませんよと、簡単な答弁を返されていると思うんですが、実際その毎日やっている子どもたちについてはですね、皆さん方が言われるように心配ありませんよというような訳にはいかないと思います。これも今後いろいろと考えていただきたいというふうに申し上げるんですが、いえいえもうそういうふうに決まっておりますので、あなた方は多分言われるのをもう顔に書いてありますけれどもね。実際やはり自分たちの子どもなり孫が行くとしたらですよ、やっぱりそういうところが保護者は大変重要なんですよ。それとあとの庄内、幸袋については3回ということですが、具体的にはまだ保護者の心配というのがこれには出てきていないというふうに私は感じています。認定こども園とかいうことについて、お母さん方なりがもっと「これはどうなるんですか」とか「これはどうなんですか」とかというようなもっと深刻な質問が出てきてしかりなんですよ。でも、それが出てきていないということは、まだまだご理解をいただいてないんじゃないのかなというふうに思うんですが、説明会をされた当のご本人はどのようにお考えでしょうか、教育委員会としては。

学校教育課長

いま議員がおっしゃるとおりだと思っております。いま現在、質問回収箱というのを設置しております、説明会ではなかなか出なかった意見、出せなかった意見につきましても、いまアンケートで回収をしております。そのアンケートにつきましてはワーキング会議、学校教育課と保育課の中で整理し、それを随時保護者の方に説明していくように考えております。

松本委員

保護者も保育所と幼稚園が一緒になるということはわかるんですが、具体的に何がどうなっていくのかわかっておられないと思うんですよ、まだまだね。やっぱりそこは丁寧な説明が必

要なんじゃないかなと感じます。それと幸袋については、認定こども園の説明はされたと思うんですが、その後の民営化については触れられておるのでしょうか、どうでしょう。

学校教育課長

説明会の中では平成28年度から民営化になるということも説明いたしました。

松本委員

それについての保護者、保護者は子どもが卒園したりするので変わっていくわけですよ。それについて具体的な質問等々がなかったのかなというふうに思いますが、公立幼稚園に対する保護者の思い、そういったところが全然まだ出てきてないと思うんですね。認定こども園の説明会なんだろうけど、28年から民営化にしますよというのは打ち出しているわけですから、先般も申し上げたように幸袋にはいろいろな経緯があります。皆さん方はあり方検討委員会がそのように示したのでというようなことももちろんありまじょうが、皆さん方の答弁を聞くと、先般の厚生委員会にも出ていますが、建て替える、古いから建て替えることに民の力を借りると、これ一言なんですよ。だから、そういう幼児教育についてですね、飯塚市が建て替えるんだったら金が要ると、それを民営化にすれば4分の1なりの財政でいいじゃないかと、新しくなって保護者も喜びますよと、ひいてはこういうところに話が行くわけですが、公立の幼稚園をただ残せばいいというわけではないんですよ。公立の幼稚園のあり方をどう思うかということのお尋ねをしておるわけですからね。そういうところからして、やっぱり、なんですかね、財政的にはきついというのはよくわかりますけれども、幼児教育のその部分をはしょって、その財政的にきついから民に建て替えてもらったありがたいですよみたいな話は、私は聞けないんじゃないかなというふうに思います。それであるならば、どうしてもあなた方が民営化と言われるのであるならば、認定こども園にこだわる必要もないというふうに思うんですが、あなた方はどうしても幸袋を認定こども園にして、あとは民の力で建て替えてほしいと言われておるわけですよ。これについてはここで論議をしても出てこないと思いますので、私はこれには反対です。それで私は一般質問のときも申し上げましたが、もうちょっとやっぱり時間をかけてやっていかないと、あり方検討委員会についても、教育委員会としては今までの経緯をちゃんと示されてこのような結果が出てきたのかどうなのかということも、私は甚だ遺憾に感じています。それでこれについてはここで申し上げて答えが出ますか。検討委員会にあなた方は事務局として、今まで幸袋のあり方はこうこうこうでありました。しかし財政的なことを考えて自分たちはこう思っていますというような問題提起をされたのか。普通、委員の方々は幸袋に何があったのか、前の経緯なんていうのはわからないでしょう。当然、事務局としてあなた方はそれを委員の皆さん方に説明をする義務があるはずですよ。私はそう思っています。これについても、ここで論議をしても、課長に答えが出ますかと申し上げたら首をかしげておられますので、ここでは多分出てこないんだと思います。でも、教育長もいらっしゃるし、部長もいらっしゃいますので、出てこないわけではないと思うんですが、出ますか、部長。

教育部長

保育所・幼稚園のあり方検討委員会というのを以前からやっております。その中で各園の成り立ち、経緯につきましては、その委員会の方にはご説明いたしております。ただ、経過的なものの説明にとどまっているとは思いますが。3園を1園に統合したのは何年であり、何年かかって何年に統合しましたということは説明しておりますし、また庄内幼稚園の設立の経緯とか、あるいは穎田幼稚園の設立の経緯そのものについては説明しております。

松本委員

経緯は説明されたかもしれませんが、言われるように幸袋幼稚園は3園、1分園の4つを1つにした経緯があります。そのときに行政が言われたこともあります。そういったことを事務局としてあり方検討委員会の中に投げかけて、それでも財政的なことがあるので、それは民の力を借りて建て替えたほうがいいのかというような結果になったのであればまだしものこと、委



員の皆さん方はそういう経緯なんていうのはわかられないんですよ。何年に統合して幸袋が1つになりました。そうですか。それはそれで終わりですよ。肝心なところをあなた方は事務局として示す義務があると私は思っています。ここでそういう話をして、多分出てこないと思います。これはまた違う機会にやりますが、私はそういった部分でね、ちゃんとやっぱり事務局であるならば、今までの経緯は委員会にお示しをして、委員の皆さん方にご理解をいただいた中で、これをどうするのかということをやっていたかなくてはならないんじゃないかなというふうに思っています。この報告事項ですが、私はそういうことでこの幸袋の認定子ども園については、将来的にそういうふうになっていくんであると思うんですが、民営化ということについてはですね、事務局は説明が足りないんじゃないかなと、丁寧な説明をして委員会を開いてもらわなくてはいけないんじゃないかなというふうに、私は思っています。

委員長

他に質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「工事請負契約について」の報告を求めます。

契約課長

工事請負契約の締結状況について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。今回、報告をさせていただきます3件の工事については、小中学校給食調理室建設工事に関連いたします給排水衛生設備工事2件及び歴史資料館空調設備改修機械設備工事1件でございます。

入札の執行状況につきましては、「指名基準」及び「指名運用基準」に基づきまして、業者選考委員会におきまして指名要件等を決定し、入札を執行いたしております。

その結果でございますが、資料の1ページをお願いいたします。まず、立岩小学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事は、予定価格7256万9700円に対しまして、落札額6820万8千円、落札率93.98%で、舞鶴設備工業㈱が落札しております。

次に、資料2ページでございますが、二瀬中学校給食調理室建設（給排水衛生設備）工事は、予定価格5937万7500円に対しまして、落札額5512万5千円、落札率92.83%で、㈱平山設備が落札しております。

次に、資料3ページでございますが、歴史資料館空調設備改修（機械設備）工事につきましては、予定価格5065万5150円に対しまして、落札額4777万5千円、落札率94.31%で、㈱テクノゼックが落札しております。

以上、簡単ではございますが、報告を終わります。

委員長

報告が終了しましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして市民文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。